

参考（改正後通知全文）  
社福第2240号  
平成18年3月1日  
第1次改正  
社福第2433-9号  
平成19年3月9日  
第2次改正  
社福第2754-8号  
平成22年3月12日

各市町村長  
（民生主管課）  
各社会福祉法人等代表者 } 様

埼玉県福祉部長  
（公印省略）

社会福祉施設等施設整備費（解体撤去工事費・仮設施設整備工事費）  
補助金に係る財産処分の取扱いについて

「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）第22条の規定による標記については、平成20年4月17日社援発第0417001号「厚生労働省一般会計補助金等に係る財産処分について」（以下、「財産処分承認基準通知」という。）によるほか、平成18年3月1日付け社福第2235号本職通知の別紙「社会福祉施設等施設整備費（解体撤去工事費・仮設施設整備工事費）補助金実施要綱」（以下、「実施要綱」という。）に基づき、県の補助事業により取得した社会福祉施設等の解体撤去工事費が社会福祉施設等施設整備費（解体撤去工事費・仮設施設整備工事費）補助金の対象事業となる場合に限り、円滑な財産処分の手続きを進めるため、次によることとし、平成21年4月1日から適用することとしたので、通知します。

なお、平成17年1月26日付け埼玉県健康福祉部長通知第2853号「社会福祉施設等施設整備費（解体撤去工事費・仮設施設整備工事費）負担（補助）金に係る財産処分の取扱いについて」は廃止します。

また、平成20年4月17日社援発第0417001号「厚生労働省一般会計補助金等に係る財産処分について」を添付しますので参考にしてください。

担当 社会福祉課施設指導担当  
電話 048-830-3225（直通）

## 1 対象となる施設

対象となる施設は、財産処分承認基準通知において、包括承認事項に該当する場合を除き、県の補助事業により取得した社会福祉施設等（以下「補助財産」という。）であって、老朽化等による補助財産の解体撤去工事費が実施要綱に基づく社会福祉施設等施設整備費（解体撤去工事費・仮設施設整備工事費）補助金の対象事業となった施設とする。

## 2 承認申請書の提出時期

適正化法第22条に規定する補助財産の財産処分（取りこわしに限る。以下同じ。）を行おうとする者は、財産処分承認申請書を平成18年3月1日付け社福第2226号本職通知の別紙「社会福祉施設等施設整備費県費補助金交付要綱」（以下「交付要綱」という。）の第2の9に基づく解体撤去工事費に係る整備費補助金の交付申請書の提出日又は解体撤去工事の着工予定日の1か月前のいずれか早い日までに知事に提出するものとする。

## 3 財産処分の承認

財産処分は、整備補助金の交付決定通知書に併記された財産処分承認通知書をもって承認されるものである。

なお、財産処分の承認に当たっては、次の条件が付されるものであること。

- (1) 本承認は、財産処分承認基準通知別添1の第3の2の(1)により行うものである。
- (2) 補助財産の処分を完了したときは、1か月以内にその事実を証する書類を知事に提出しなければならない。